

## 提 起 文

### 協定項目 1 2 組織及び機構の取扱いについて

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 6 月 2 9 日提出

富山地域合併協議会  
会 長 森 雅 志

### 組織及び機構の取扱いについて

新市の行政組織については、簡素で効率的かつ市民に分かりやすい組織とするとともに、これまでの各地域における住民と行政との信頼関係を維持・発展させる機能を持つことが重要である。

このため、市の中心的な行政拠点となる本庁を置くほか、地方自治法に基づく総合支所として、一定の権限を持ち、各地域の行政拠点となる総合行政センターの設置により、市としての一体性を保ちながら、地域の自主性が十分発揮できるような組織とする。

( 基本的事項 )

- 1 本庁は、新市の事務所（現富山市役所）に置く。
- 2 総合行政センターは、現 6 町村を単位とする区域ごとに設置し、現町村役場に置く。
- 3 本庁は、部制とし、新市全体に係る施策の立案・調整事務及び内部管理事務並びに現富山市域に関する事務を所掌する。
- 4 総合行政センターは、課制とし、これまで町村で行っていた業務については基本的に総合行政センターで引き続き行い、所管区域を対象とした地域振興事務を所掌する。
- 5 本庁及び出先機関等の組織の詳細については、合併時まで調整する。

平成16年6月3日

富山地域合併協議会  
会長 森 雅志 様

新市の名称等検討委員会  
委員長 八 嶋 健 三

第4回新市の名称等検討委員会会議結果について（報告）  
このことについて、下記のとおり報告します。

### 記

開催日時 平成16年6月2日（水）午後2時から3時  
開催場所 とやま自遊館 3階会議室「神通」  
出席者 委員10名（1名欠席）  
          アドバイザー「大川公一富山国際大学助教授」  
検討資料 別 添

#### 報告：組織及び機構について

新市における行政組織及び機構については、本庁のほか、地域の行政拠点となる総合行政センターを設置するなど、市民に分かりやすく、親しみのもてる組織となっており、原案のとおり承認することとしたので報告します。

#### 委員会での主な意見・要望

- ・ 合併後も住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮されており、かつ住民にとって分かりやすいものとなっている。
- ・ 地域審議会をはじめとする住民と協働したまちづくりの体制など、住民の声を反映することができ、新市としての一体性を図りながら、地域の自主性が発揮できるよう工夫されており、望ましいものとなっている。
- ・ 今後、組織や業務の詳細が明確になった段階で、窓口サービス等について住民の皆さんへの周知に努められたい。

## 組織及び機構の取扱いについて（案）

新市の行政組織については、人口42万人の市に相応しい、簡素で効率的かつ市民にわかりやすい組織とするとともに、合併市町村が、これまで築き上げてきた住民と行政との信頼関係を合併後においても維持し、発展させる機能を持つことが重要である。

このことから、新市全体の総合施策を担当し、市の中心的な行政拠点となる本庁のほか、地方自治法の規定に基づく総合支所として、一定の権限等を持ち地域の行政拠点の役割を果たす総合行政センターを設置することにより、市としての一体性を保ちながら、合併後も地域の自主性が十分発揮できるような組織とする。

## （基本的事項）

- 1 本庁は、新市の事務所（現富山市役所）に置く。
- 2 総合行政センターは、現6町村を単位とする区域ごとに設置し、現町村役場に置く。
- 3 本庁は、部制とし、新市全体に係る施策の立案・調整事務及び内部管理事務並びに現富山市域に関する事務を所掌する。
- 4 総合行政センターは、課制とし、これまで町村で行っていた業務については基本的に総合行政センターで引き継ぎ行い、所管区域を対象とした地域振興事務を所掌する。
- 5 本庁及び出先機関等の組織の詳細については、合併時まで調整する。

## （参考）

本庁と総合行政センターの業務区分の概略については、別紙1を参照  
新市における行政組織の構想図については、別紙2を参照

## 本庁と総合行政センターの業務区分等の概要

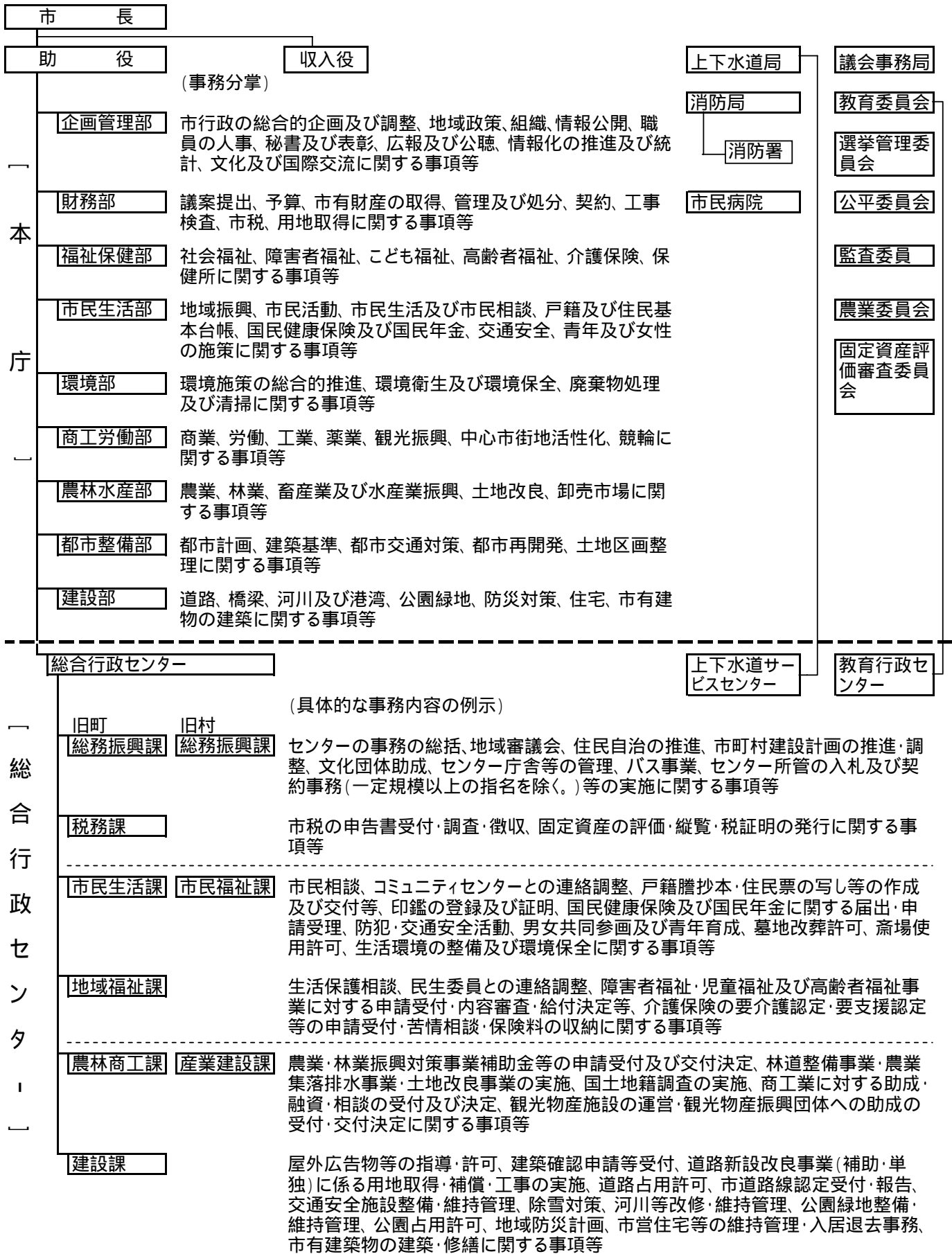
## (1) 本庁の業務

総合計画、都市計画等の新市全体に関わる構想・計画の立案業務  
地域振興に関する事務の総括・調整  
秘書、人事管理、行政組織、法令審査、予算編成、出納などの内部管理事務  
新市全体に係る事務事業の企画立案及び実施事務  
各種計画の総括事務、国・県との連絡・調整事務  
各事業に係る総括・全体的な調整  
許認可事務（総合行政センターで所掌するものを除く）  
保育所、少年指導センターなど特定の行政目的を遂行するために設けられた出先機関との連絡・調整  
新市全体を活動領域とする出資法人との連絡・指導に関する事務  
その他、当該事務の内容から判断して、本庁で一括処理することが妥当な事務

## (2) 総合行政センターの業務

地域審議会の事務局  
地域の振興に関する事務  
地域に係る各種計画の立案  
地域に係る各種要望への対応  
地域住民からの相談業務  
地域住民からの各種届出、申請受付及び交付  
埋火葬許可、道路・河川・公園等の占用許可など住民生活に密着した許認可事務  
地域の各種団体の育成・連絡調整  
地域の道路・河川・公園など各種施設の整備・維持管理  
文化会館など区域内に設置されている公共施設の管理・運営  
コミュニティーセンターなど主に区域内の事務を担当する出先機関との連絡・調整  
施設の管理を目的とする出資法人との連絡・指導に関する事務  
その他、地域の活性化に関する施策の推進など、区域内において処理することが妥当な事務

新市における行政組織の構想図



[ 出先機関等 ] 本庁、総合行政センターのほか、出先機関等を置く。